



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外242名

被告 国 外1名

2017〔平成29〕年2月16日

## 準備書面 39

—原告らの被侵害権利について—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



目次	
第1 はじめに .....	3
第2 原告らが受けた被害.....	3
1 被ばくによる健康被害のリスクの上昇.....	3
2 被ばくに対する精神的苦痛.....	4
3 避難と避難生活に対する精神的苦痛.....	5
(1) 過酷な避難行為 .....	5
(2) 避難を継続せざるを得ないこと .....	5
(3) 避難をしたとしても解決ではないこと.....	5
4 社会生活関係の崩壊.....	6
第3 包括的生活利益としての平穩生活権の侵害.....	8
1 包括的生活利益としての平穩生活権とは.....	8
(1) 被害を総体的に捉える必要があること.....	8
(2) 包括的生活利益としての平穩生活権 .....	8
2 包括的生活利益としての平穩生活権が侵害されることの意味 .....	9
(1) 原状回復するまで被害が続くこと.....	9
(2) 原状回復が困難であること .....	10
3 小括 .....	10
第4 人格発達権の侵害.....	10
1 人格発達権とは.....	10
2 人格発達権の侵害.....	11
3 小括 .....	12
第5 結論 .....	12

## 第1 はじめに

本準備書面では、原告らが侵害された権利は何かについて論じる。まず、第2において、原告らが本件事故によって受けた被害について概説し、第3において「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害について、第4において「人格発達権」の侵害について論じる。

## 第2 原告らが受けた被害

### 1 被ばくによる健康被害のリスクの上昇

本件事故によって福島第一原発から放出された大量の放射性物質は、福島県のみならず東北・関東地方へと極めて広範囲に拡散し、その結果、原告らをはじめとする多数の住民を被ばくさせるに至った。

被ばくのリスクに関して国際的に広く受け入れられている見解であるLNTモデルによれば、健康被害のリスクは、被ばく線量に比例して高まることになる。福島第一原発から放出された放射性物質に被ばくしたことによって原告らの健康被害が生じるリスクが上昇していることは、否定しようのない事実なのである。

また、本件事故後に福島県が行っている県民健康調査の甲状腺検査では、2016（平成28）年3月31日までの先行検査の結果、116人が「悪性ないし悪性疑い」と判定された（甲D共156・県民健康調査「甲状腺検査（先行検査）」結果概要【平成27年度追補版】、5頁）。これは、100万人あたり386人という割合に相当する。しかし、この県民健康調査では、自然状態における小児甲状腺がんは、年間100万人あたり1、2名程度の発生率であると想定されていた。有病率と発生率を単純に比較することはできないとはいえ、上記「悪性ないし悪性疑い」の判定数は、当初の想定に反した異常に高い数値となり、国民の不安をますます招いている。これについて、県民健康調査検討委員会は、様々な理由を付けて本件事故の影響を否定するが、いずれの説明も合理的根拠を欠いており、被害者にとって到底納得できるものではない。

被ばくによる健康被害の特徴の1つに、晩発性という性質がある。被害者らは、知らない間に被ばくさせられ、いつ発生するかも分からない健康被害に怯える生活を余儀なくされているのである。

## 2 被ばくに対する精神的苦痛

平成23年3月11日午後7時03分、菅総理によって原子力緊急事態宣言が出された。しかし、そもそも宣言の発出自体が遅く（準備書面20・5頁）、その後に出された避難指示等の発出も遅かった上に合理性が欠けていたことや、SPEEDIの計算結果が直ちには国民に公表されなかった。本件事故に関する情報は、国民に対して迅速かつ十分に伝えられなかったのである。

放射線は目に見えず、においもなく、被ばくしたとしてもすぐに何らかの被害や現象が発生すると限らない。

このため、被ばくしていることを知らずに生活を続けていた者がほとんどである。また、避難指示等が出された後であっても被告国が十分な情報を伝えなかったために、多くの人々が、詳しい事情も分からないまま、着の身着のままでの避難を始めたのである。福島第一原発で事故が起き、放射性物質が放出されているということも知らされない状況での避難であることから、被ばくを回避する行動など取りようがなく、気づかぬうちに被ばくをしていた。風向きの影響で放射性プルームが流れていた方向に避難をした者も少なくなかったのである。正確な情報が伝わらないことから、避難を繰り返さざるをえなかった者も多い。

本件事故の被害者は、本件事故発生直後、大量の放射性物質が拡散していることなど全く知らないまま、被ばくさせられ、自分が被ばくをしていたということを後になって知らされた。自分には何の落ち度もないにもかかわらず、適切な情報も与えられないまま、知らないうちに被ばくさせられ、健康被害のリスクを高められた。これに対する怒りや、恐怖感、不安感は筆舌に尽くしがたい。

### 3 避難と避難生活に対する精神的苦痛

#### (1) 過酷な避難行為

突如、先の見えない状況で日常生活を奪われ、いつ終わるとも分からない避難を余儀なくされることのストレスは、想像を絶する。

避難所での生活も過酷である。大勢の人が1つの避難所でともに避難生活を送るために、プライバシーの確保は困難であり、風呂やトイレなどの設備も十分なはずがなく、心が休まることはなかった。食料や水、毛布などの物資が十分に行き届くようになるまでにも時間がかかり、単に生活をするだけでもストレスを感じる人が多い状況に追いやられたのである。

#### (2) 避難を継続せざるを得ないこと

福島第一原発から放出された大量の放射性物質は、福島県を中心として広大な範囲に拡散し、我が国の国土を汚染した。除染作業は進められているものの、大量に放出された放射性物質を全て除去することは不可能である。

このため、被ばくから身を守ろうと考えるならば、長年住み慣れたふるさとから遠く離れた地へと避難せざるを得ないのである。

また、2017（平成29）年2月9日、福島第一原発2号機で、本件事故により溶融して格納容器を貫通した核燃料の影響により、当該格納容器付近において毎時650Svもの空間線量が計測されたとの報道がなされている。およそ「収束」と呼ぶにはほど遠い状況である。

除染作業によっても全ての放射性物質を除去できず、本件事故が「収束」をしていないという状況では、ふるさとから避難した原告らは、ふるさとに戻りたくても戻れないのである。

#### (3) 避難をしたとしても解決ではないこと

また、避難をしたからといって、すべてが解決するわけではない。

避難した後においても、仕事が見つかるとも限らない。仕事が見つからなければ、まともな生活など続けられるはずがない。仮に見つかったとして

も、避難先での生活を維持するために、選択の余地は乏しかった。長時間・低賃金労働を強いられるなど、厳しい労働環境での就労を余儀なくされた者も少なくない。避難先で新しい仕事が見つからなかったり、元の仕事を辞めるわけにはいかなかったりといった理由で、家族の生活を支えるために、母子避難を余儀なくされているケースもある。週末だけ家族に会うために避難先に来るなどしてどうにか家族全員で過ごせる時間を作ろうとしているものの、その肉体的・精神的・経済的負担は計り知れない。

住宅の確保も十分ではない。公営住宅に避難することができた者であっても、老朽化が進んでいたり、周辺環境が悪くなかったりするなど、良好な生活環境を確保できているとはいえない。また、平成29年3月には公営住宅の無償供給を打ち切る方針を公表している自治体が大半となりつつある。特に、避難先で十分な収入が得られていない世帯にとって住宅の問題は、非常に大きな不安を与える問題となっている。

原告らは、ふるさとから遠く離れた見知らぬ土地で、将来の見通しが立たない生活を送らざるを得ない状況に追い込まれているのである。

#### 4 社会生活関係の崩壊

本件事故は、原告らが所属していた家族や学校、職場、地域における社会生活関係を崩壊させた。これは単に、福島第一原発から放出された放射性物質が国土や建物を汚染したという意味にとどまらない。

人は、居住する場所を選択し、その地域で家庭を築き、また、学校・職場・地域社会などを通じて様々な社会生活関係を築くことにより、様々な社会生活関係を形成し、それらの社会生活関係から様々な利益を受けて生活している。しかし、避難を選択した者にとっては、本件事故によって、それまで形成してきた社会生活関係の崩壊を余儀なくされたのである。

長年住み慣れた故郷で人生を全うすることができなくなってしまった。「ふるさ

とを捨てた」と自責の念に駆られることもある。避難をすることについて、家族や親戚、友人、知人らからの理解が得られず、疎遠になってしまうケースも多いのである。実際に避難する者や、避難したくてもできない者など、それぞれの置かれた環境によって考え方に違いが生じてしまう。これにより、本件事故前まで築き上げてきた社会生活関係が崩壊してしまった。

本件事故から6年近くの月日が経過し、避難元に帰還した人たちもいる。しかし、それは、避難先での環境に馴染めなかったり、十分な収入を得ることができなかったりという、様々な事情で帰還せざるを得なかったためである。被ばくの危険に晒されることを覚悟してでも、戻らざるを得なかったのである。

そして、ふるさとに戻ったとしても、避難をしていたという事実が消えるわけではない。周囲の理解が得られないまま避難をした者からすれば、ふるさとに戻ったとしても、当然にその軋轢は残ったままである。戻った者の中には、「ふるさとを捨てた者」という目で見られ、悩んでいる者もいる。避難を決断した者と、残ることを決断した者との間で、軋轢が生じてしまっている。この軋轢を修復することは容易ではない。夫婦間ですら意見が対立し、離婚にまで至ってしまった世帯もある。

他方、避難を継続する者にとっては、その軋轢はなお深いものとなっている。時間が経過すればするほど、その軋轢はより深くなっていく。

また、避難しないことを選択した者にとっても、本件事故前の社会生活関係がそのまま継続しているわけではない。家族の一部や友人・知人が避難をし、本件事故前と同じ社会継続関係の中で生活を送ることはできなくなってしまった。

社会生活関係とは、現在・過去・未来における、人と人との繋がりが、無数に集まって構築されている。本件事故は、その繋がりを容赦なく断ち切ったのである。

### 第3 包括的生活利益としての平穩生活権の侵害

#### 1 包括的生活利益としての平穩生活権とは

##### (1) 被害を總体的に捉える必要があること

上記のとおり、本件事故の被害者は、本件事故によって個別の権利が侵害されたにとどまらない。健康被害が生じるリスクが高まった上に、自身が属していた社会生活関係が崩壊し、日常生活そのものを奪われるという、極めて甚大かつ深刻な侵害を受けている。単に健康を害されただけではなく、また、単に財産権を侵害されただけでもない。日常生活そのものを奪われるということは、複合的かつ相互に関連する様々な権利を根こそぎ侵害されるということである。したがって、本件事故によって侵害された権利とは何かを考えるにあたっては、個別の権利ごとに捉えるのではなく、總体的に捉える必要がある。

##### (2) 包括的生活利益としての平穩生活権

原告らは、本件事故によって、社会生活関係が崩壊し、日常生活そのものを奪われたことで、ふるさとにおいて平穩で安全な社会生活を送る権利そのものを侵害されている。

このような権利は、包括的生活利益としての平穩生活権ということができる。

本件事故の被害調査や損害論の研究を行っている淡路剛久立教大学名誉教授は、精神的平穩が侵害された場合には精神的な人格権が、生命・身体に被害をこうむるのではないかという深刻なおそれ・危惧によって人格権が侵害された場合に身体的な人格権に接続した平穩生活権が、それぞれ侵害されると述べている。淡路剛久名誉教授は、本件事故による被害の実態について、「未曾有の本件原発事故によって侵害された被害者のもっとも基本的な権利法益はなんだろうか。この点を避難中の被害者に問えば、躊躇なく『地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと』、『家族離散による生活の破壊』、『故郷を失ったこと』などと答えるであろう」としている。そして、「原発事故によって侵害され破壊されたのは、根本的には日常生活そのものであり、そこから様々な具



体的な損害が生じる。」、「平穏な日常生活を営む権利は、原賠法によって保護されるべき保護法益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権を含む）であり、『包括的生活利益としての平穏生活権』（包括的平穏生活権）と呼ぶことができる。」と述べる。その上で、「本件原子力事故（「・・・作用等」）によって侵害された法益は、地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的人格権—そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる」と分析している。（甲D共157・『包括的生活利益としての平穏生活権』の侵害と損害」（淡路剛久・「福島原発事故賠償の研究」11頁以下））。

つまり、包括的生活利益としての平穏生活権は、憲法22条1項や13条に由来する人格権そのものというべきである。

なお、被告東電は、原告らの主張を、「年間1ミリシーベルト以上の被ばくを受けないという権利」などと捉えようとしている。しかし、これまで述べたとおり、原告らは、本件事故によって、それまで属していた社会生活関係における生活利益を根こそぎ奪われ、包括的生活利益としての平穏生活権を侵害されたのである。被告東電の主張は、かかる実態を無視して矮小化しようとするものと言わざるを得ない。

## 2 包括的生活利益としての平穏生活権が侵害されることの意味

### (1) 原状回復するまで被害が続くこと

原告らは、本件事故以後、ふるさとでの生活を奪われ、本件事故以前の生活を取り戻せない状況にあり、現在もなお平穏な日常生活を奪われ続けているのである。そして、平穏な日常生活が奪われ続けることなど、憲法13条を持ち出すまでもなく、許されるはずがない。そうであれば、包括的生活利益としての平穏生活権は、常に原状回復が希求されなければならない権利である。

原告らはいまだにふるさとに戻ることができない。避難を選択した原告らは、

本件事故から約6年が経過し、一見、避難先において平穏な生活を構築し始めているかのようにも思える。しかし、今でもなお、原告らは皆、本件事故が発生する前の生活を取り戻したいと心底願っている。ふるさとに戻りたくても戻れない、というのが実情である。平穏な日常生活を取り戻したと言えるにはほど遠い状況である。

## (2) 原状回復が困難であること

社会生活関係は、特定の地域において日々の生活の積み重ねによって形成されたものであるため、その地域での再生を希求する性質を有する。そのため、包括的生活利益としての平穏生活権の原状回復は、広範な地域の再生、復興と密接に関連するため、必然的に原状回復まで長時間を要することになる。

ところが、本件事故は非常に強大かつ広域に及ぶものであり、社会生活関係から享受する利益を根こそぎ奪い、さらには多くの社会生活関係そのものを崩壊させるに至らしめた。その被害の大きさ、特徴等に照らすと、原状回復はほぼ不可能であると言わざるを得ない。

## 3 小括

以上のとおり、原告らは、本件事故によって、日常の生活で享受していた有形無形の利益を根こそぎ奪われた。それは、包括的生活利益としての平穏生活権が侵害されたというべきである。

## 第4 人格発達権の侵害

### 1 人格発達権とは

人は、どこに住み、何を学び、どのような仕事に就き、誰とコミュニケーションを取り、どのような生活を送るかについて、自己の意思に基づいて、自由に選択することができる。その選択一つ一つの積み重ねによって、現在の「自己」という人格を形成している。そして、将来にわたって、様々な選択を積み重ねることで、未

来の「自己」を形成していく。

したがって、憲法で保障された居住・移転・職業選択の自由（憲法第22条第1項）、生存権（憲法第25条）、教育を受ける権利（憲法第26条第1項）、労働権（憲法第27条）といった権利は、自己のアイデンティティを創り上げる基盤となる権利なのであり、自己の人格を形成・発達させる権利の要素を構成するものである。この人格発達権は、訴状でも述べたとおり、憲法第13条によって保障される権利であり、人が人として生きていく上で最も重要な権利の一つであるといえる。

## 2 人格発達権の侵害

原告らは、本件事故によって、ふるさとを奪われ、転校を余儀なくされ、職を奪われ、家族・職場・地域における社会生活関係を奪われた。これは、単に上記に掲げた各権利を個別に侵害したというにとどまらない。

避難することについて、周囲の理解が得られないことも多く（原告「準備書面3」9頁以下参照）、その溝は極めて深い。その溝は、区域内避難者と区域外避難者との間に生じたことはもとより、区域外避難者どうしの意見が対立するにとどまらず、家族の間にも生じている。家族、学校、職場、友人関係その他様々な社会生活関係において、本件事故前まで信頼関係をもって結ばれていたつながりが、本件事故によって断ち切られ、修復が困難な状態に追いやられている。そこまでに至っていなくとも、避難することを選んだ者と滞在することを選んだ者との間において、物理的な距離が生まれたことは動かしがたい事実である。そして、物理的な距離は、やがて、精神的な距離を生むことも少なくない（同17頁以下参照）。このように生じた距離がまた、社会生活関係の分断をもたらす。

さらに、避難をしなければならなくなったことで、生まれ育ったふるさとで暮らし続けるという未来を諦めざるを得なくなった。本件事故は、発生前の生活や人間関係を一変させただけでなく、将来にわたって、ふるさとという社会生活関係に所属して生活するという選択を奪ったのである。

加えて、避難を余儀なくされた原告らは、避難先での慣れない生活を送っている。ふるさとでの未来を諦め、慣れない土地での不安定な生活を余儀なくされたことで、自己の未来に対する展望を抱けずにいる者も少なくない（同20頁以下参照）。

つまり、本件事故は、これまで同じ時間や場面を共有し、「自己」を形成してきたふるさとの仲間や家族との関係を断ち切り、将来にわたって彼らと同じ社会生活関係を形成し続けるという選択肢を奪い去ったのである。自己の人格を発達・形成することは、自己の未来を選択することでもある。しかし、本件事故によって、原告らは、自己の未来を自由に選択することができなくなってしまったのである。

### 3 小括

このように、原告らは、自らの選択に基づいて「自己」を形成し、自らの人格を発達させていく権利を奪われたのである。

## 第5 結論

以上のとおり、原告らは、本件事故によって、包括的生活利益としての平穩生活権及び人格発達権を侵害されたのである。

以上